

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年6月3日（金）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 稗田雅洋（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 佐藤卓生（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 宮地佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 松尾直樹（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 古賀由紀子（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 森岡かおり（第一東京弁護士会所属）

弁護士 佐竹真紀（東京弁護士会所属）

弁護士 高橋邦明（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者4名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者3番及び4番は欠席した。

## 4 議事概要

### 司会者

本日司会を務めさせていただきます刑事18部の裁判長の稗田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

最近同じようなテーマが続いていたので今回の意見交換会は少し趣向を変えてみようと思ひまして、精神鑑定が行われた事件で裁判員を務めていただいた方ということでお集まりいただきました。

精神鑑定が行われる事件といいますと、弁護人が責任能力を争う事件、あるいは責任能力までは争わないけれども、被告人に精神障害があることを量刑上考慮すべきなどという主張をする事件というのが多いと思うんですけれども、こういう事件については、精神鑑定が行われて、結局精神科の先生に証人として来ていただいて証言していただくということがよくあります。こ

の場合に、精神障害の内容あるいはその症状とか、これが犯行に与えた影響というようなことなど精神医学の専門知識にわたる内容が証言されるということになって、これを理解するというのは、裁判官、検察官、弁護士、こういう刑事裁判に慣れてる人間にとっても、ある意味で言うとやはり専門外のことなものですから、我々にとってもかなり難しいところがございます。

また、それが今度、逆に責任能力とかあるいは量刑とかそういう法律的な面にどういう影響を及ぼすのかというところ、ここもまた理解するのが非常に難しいところなんじゃないかなと思っています。それで、こういう事件においては、そういう意味で、証拠調べのやり方というのが非常に難しいところがあって、これについて検察官、弁護人にも非常に工夫していただきながら審理を行ってるところなんですけれども、それでも皆さんにとってはなかなか分かりにくいところが多かったんじゃないかとか、改善すべきところがあったんじゃないかとか、そういうようなところを中心に伺いたいと思います。

他方で、実はこういうテーマを選んだにもかかわらず、責任能力が争われた事件に参加された方が今回お集まりいただいた皆さんの中にはいらっしゃいません。全て、量刑に影響を及ぼすんじゃないかとか、あるいはほかの面もあるんですけれども、そういう事件に参加された皆さんであり、それぞれの事件の中でいろんな主張がなされて問題点があったという事件ばかりになっておりますので、その辺りについても併せていろいろ伺っていただければなと思っております。

私のほうから皆さんが参加された事件の内容を簡単に御紹介してまいりますので、それぞれ裁判員として、あるいは補充裁判員として刑事裁判に参加されての全般的な御感想を教えてください。1番の方ですけれども、1番の方が参加された事件は、コンビニ強盗複数件で、うち1件について店員さんをけがさせてしまったということで強盗致傷が入ったもので

すから裁判員裁判になったという事件です。個別の事件について弁護人が犯行態様や被害額を争ったほかに、被告人に精神障害があるということで、これが犯行に影響を及ぼしたということを刑を決める上で考慮してほしいと弁護人が主張した事件です。いかがでしたでしょうか。全般的なところで何か感想をお聞かせいただけますでしょうか。

## 1 番

最初、被告人の話を聞いたりして、皆さんでこうじゃないかああじゃないかと話をしているときに、この人は精神疾患のふりをしているんじゃないかという感じもあったんですが、3日目ぐらいに精神科の先生が鑑定でいらして、話を聞いて、そういうものもあるのかなと思ったりしました。傷害といっても本当にアクシデントで指先をちょこっと切っただけだったんですね。それで凶悪犯のように懲役何年というのは重いんじゃないかと思ったり、本当に精神疾患だったらどうなのかなと思ったり。最初は幅があったんですが、裁判官と話をしているうちに、だんだん凝縮されていきました。スタンダードがどこかというのは人によって違うと思うんですね。それをちょっとずつ皆さん歩み寄って、だんだんこのぐらいになってきたなというのが最後の結論だったんですが。私としては、複数件強盗をやって、精神疾患があるかもしれない、ないかもしれない、それでちょっと指先をけがさせた人ってどのぐらいの刑が妥当なのかというのが本当に全然分からなかったのも、そこが前例みたいなのがもっとあったら分かりやすかったなと思いました。

## 司会者

ありがとうございます。その辺りの量刑の難しさについても後ほど取り上げて伺いたいと思います。では、続いて2番の方が参加された事件ですけれども、母親に対する殺人未遂事件で、弁護人が殺意を争ったほかに、境界知能という、要するに正常な人と知的障害の人のちょうど境界ぐらいの知能程度であるということが犯行に影響を及ぼしているということを弁護人が主張

して、その関係でやはり精神科の先生に証言していただいたという事件です。精神障害に限らず全般的な御感想で結構ですので、お聞かせいただけますでしょうか。

2 番

当時を振り返ると、私は補充裁判員だったものですから、後ろで冷静に余りに気にしないで聞けたという感じなんですけれども。お母さんも、やはり母親だったなという、子供に対しての愛を感じるような言葉で話をしてました。やはり境界云々というそういう部分で本当に、被告人はまともだろうという感じはしましたけれども、鑑定人が2人証人で来られたと思うんですけれども、やはりこういうこともあり得るという話しかなかったというのを今思い出しました。

司会者

全般的な感想としてはどんな感じでしょうか。

2 番

何というんですかね、被告人は愛に飢えてるというか、それがあればこういう事件にならなくても済んだんじゃないかなというのを感じられました。

司会者

なかなかつらいところという感じですかね。

2 番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。5 番の方と6 番の方は、実は同じ事件で裁判員をお務めいただいています。2 人が参加された事件は殺人事件なんですけれども、自転車で走っている被害者を追いかけて、後ろから腰の後ろのところを突き刺して殺したということで起訴されました。弁護人は被害者が急ブレーキをかけたために衝突してナイフが刺さってしまった事故な

んだという主張をするとともに、被告人に精神障害があつて、それがその行動に影響していると主張し、その関係で精神科の先生が証言された事件です。まず5番の方、参加しての全般的な御感想はいかがでしょう。

5番

テレビなんかでは、トラウマになってしまったですとか、つらい思いをしたとか、そういうところばかりが強調されて報道されたりしますけれども、裁判員裁判に参加して、いろんなことに配慮をされた分かりやすいものだったというのが私の率直な感想です。ふだん生活していますと、もう決まった方と接触しますけれども、殺人事件の裁判員をすることでいろんな方の意見を聞き、本当に心の中の本音で話をしたり、話を伺ったりするというのが、とても私にとっては勉強になりました。家族でもそうですし、友達や職場の人もそうですけれども、もっといろんな人の意見をたくさん深く聞かなきゃいけないな、そういうことをちょっと忘れていた自分に気がついたりして、勉強になりました。

司会者

ありがとうございます。6番の方はいかがでしょう。

6番

この事件自体ニュースにもなっていたと聞いたので、ユーチューブなどでニュースを確認して、こういう事件だったのかということを見てから裁判員裁判に臨みました。皆様の意見もいろいろ聞きながら、自分の中では被害者の気持ちを最後にすごく考えてしまつて、最初は公平に見なきゃ、公平に見なきゃ、どっちにも有利に考えちゃいけないなと思つていたので、すごく冷静に考えていたつもりだったんですけど、最後に、判決を決めるということになったときは、被害者の家族の気持ちをすごく考えてしまつて、余り軽くても駄目だし重過ぎても駄目だしというのですごく葛藤して、判決を決めなきゃいけないと言つていた二、三日前は全然寝れなくて、寝てもずっと考えち

やうぐらい、その被害者の方と加害者の方の両方の気持ちが交互に自分の中に入ってきたのをすごい思い出しました。でも、こういうことをやることによって自分との置き換えもできるし、身近にこの裁判を感じることによって社会に貢献できるというのはすごくいいことだなと思ったので、裁判員裁判をやってすごくよかったなというふうに感じています。

司会者

ありがとうございます。ユーチューブなんかで放送されたのを見るのと実際に証拠調べで見るのとでは大分イメージが違いましたでしょうか。

6 番

はい、違いました。

司会者

検察官、弁護人が一番最初に冒頭陳述といって、証拠によって証明しようとする事実を説明したと思います。大体1枚紙のメモを配ってそれを見ていただきながらやることが多いんじゃないかなと思います。それから、証拠調べが全部終わった後にも、検察官の論告、それから弁護人の弁論といって、証拠調べの結果を踏まえて、この事件はこういうふうに見てくださいという主張を検察官と弁護人がしたと思います。これもまたメモを配って見ていただきながらしたと思います。こういう検察官、弁護人のプレゼンですね。冒頭陳述、論告・弁論、これが分かりやすかったらどうかということを伺いたいんですけども、今回精神障害ということも取り上げてますけど、それに限らず、それぞれの事件で結構いろんな問題点があったと思いますので、その事件の問題点について分かりやすく説明していたかどうか。それとともに、精神障害は一体どういう意味で問題になってるんだろうかというようなことも分かりやすく説明されていたらどうかという、その辺について教えていただきたいなと思うんですが。

まず、1番の方の事件は、先ほども申しあげましたように、コンビニ強盗

が多数あって、その中で事実の問題としては犯行の態様と被害金額が事実認定上の問題点としてあったところで、そのほかに精神障害ということが出てきたということだと思うんですけど、この辺りの問題点についての検察官、弁護人の冒頭陳述の説明というのはいかがでしたか。

1 番

分かりやすかったと思いますが、複数の事件で、多分証人の方の来ることができる時間と日にちの関係だと思うんですが、順番に審理されたわけではなくて、1件目の次が4件目、4件目の次が5件目というようになっていて、最後にまとめた紙をいただいて、あっ、こうだったんだと思い出したということがありました。金額も争われてたと思うんですが、金額がそんなに大事かどうかちょっと私にはわからなかったんです。弁護人も検察官もとても分かりやすく説明してくださってると思います。

司会者

検察官の冒頭陳述の最後のところで、障害が犯行に与えた影響はそんなに重大視すべきじゃないんだみたいな主張が出て、それに対して弁護人のほうは結構最初から精神障害があって、その症状がこういうふうに影響してるんだからよく考えてくださいと主張していたと思うんですけど、精神障害をどういうふうに考慮してほしいと言ってるんだというのは、その冒頭陳述を聞いて大体お分かりになりましたか。

1 番

精神障害自体が少し曖昧な感じがしたんですね。例えば今日はどこどこ行きたくないな、でも行かなきゃいけないという自分と、いや、行きたくないという自分がいたとしたら、それが多重人格みたいな形になるのかという感じのことも検察官が言っていました。被告人はコンビニで働いてたことがあるので、コンビニの内情を詳しく知ってたと思うんですね。それで短絡的にお金を得るならコンビニ強盗だという自分と、いやいや、やっちゃ駄目だと

いう自分と、そんなのって誰でもある話だと思うんです。それが精神障害だと、その境界線が分からなかったけれども、疑わしい人は罰しちゃいけないという話も聞いていたし、ドクターもそうですとおっしゃったからには、専門家がおっしゃったんだからそうだろうというふうにはしか考えられなかったです。そのときはですけど。

司会者

最初の冒頭陳述の中でどんな意味で精神障害について主張されてるかというのは、ある程度は分かったけれども、精神障害というのが何かちょっと曖昧な感じがしたという感じなんですか。

1 番

そうですね。誰にでもありそうな、でもないような、ちょっと分かりにくかった。

司会者

最後の論告と弁論についてですが、証拠調べの順番が時系列ではなかったけれども、最後に検察官がまとめた論告を見て、こういうふうに整理されるのかというのが分かったという感じなんですか。

1 番

あと皆さん御自分でもメモをとっていましたので、それと合わせてあのときああ言ったね、こう言ったねという話で、だんだん皆さんの意見で合ってきたというところもあったと思います。

司会者

論告と弁論で主張された内容が分かりにくいところはありませんか。

1 番

いいえ。そのときはもう頭の中で皆さんまとめていて、私も分かったと思います。

司会者



論告のメモと弁論のメモにはものすごくたくさんいろんなことが書いてありますが、これがずっと頭に入ってきましたか。特に違和感はなかったですか。

1 番

最後の事件で思いがけずに店員さんの指を切ってしまったというだけで、精神障害ではあるけれども、そのほかはどれも普通に顔を隠そうとしたりしていたという、ほとんど変わらないような事件だったと思うので。

司会者

ありがとうございます。2番の方の事件は、さっき申し上げましたように殺意が争われました。それと、自首が成立するかどうかというのも争いがあって、そのほかにも、その境界知能が犯行に影響を及ぼしているかどうかというふうなところが問題になったみたいですね。冒頭陳述あるいは論告・弁論、この辺りについて、分かりやすく説明されていましてでしょうか。

2 番

思い出してみると、弁護側は完全に境界ということを中心として、最初からそういう主張をしてましたし、検察官は、もう完全に殺意がありましたという、そこから最初始まりました。それでいろんな説明は、両方の立場から見ても分かりやすかったと実感しております。

司会者

それこそ今話に出ましたように、検察官の冒頭陳述と論告の中では境界知能の話というのが全然触れられてなかったんですね。

2 番

出てなかったですね。はい。

司会者

特に違和感は感じられませんでしたか。

2 番

こういうものなのかなと思いました。弁護人はいろんなものを持ってきて弁護するのかなと、検察官はもう完全に罪というものを意識して闘い始めるのかなというのはちょっと感じました。

司会者

殺意についても双方結構主張してましたよね。

2番

そうですね。弁護側のほうは殺意がなかったと。それで検察官は、ものすごく深く刺さって、ものすごい殺意があったという主張でした。ただ、弁護側は、被害者が起き上がって刺さり過ぎちゃったという、そういう形で、殺意があったというのも最初から分かれてましたね。

司会者

その辺りの両方の主張は割と分かりやすかったでしょうか。

2番

両方の主張は分かりやすかったですね。

司会者

ありがとうございます。5番の方、6番の方の事件は、先ほど申し上げましたように弁護人が事故だと主張して、殺意だけじゃなくてそもそも暴行の故意もなかったというのが問題となるとともに、精神障害が犯行に影響を及ぼしたというような主張を弁護人がしていたということですけれども。5番の方、検察官と弁護人の冒頭陳述あるいは論告・弁論、いかがでしたか。分かりやすかったですか。問題点がよく分かる感じになってましたか。

5番

とても分かりやすく解説していただいて、裁判員を意識した説明をしていただいたと思っております。

司会者

特に精神障害、この事件の場合は精神障害が一体どういう意味を持つとい

うふうに弁護人が言ってるかというのは、弁護人の主張を聞いてすんなり頭に入りましたか。

5 番

精神障害を精神鑑定するということの理由が、恐らく被告人が幾つかの病院に行ったくさん薬を飲んでたということからという理由だったと思うんですけども、被告人がおかしい行動をしてるとか、こうこうこうでとかそういうことは余り詳しくなくて、薬を飲んでたから精神鑑定をするみたいに私は受け取ったんですけども。

司会者

結局、弁護人の主張は事故だという主張だから無罪を主張してましたでしょう。

5 番

はい。

司会者

そうすると、ほかの方のみたいに刑を軽くする事情としての主張というんじゃないんですよね。そうすると、精神障害は一体どういう意味で問題になるのかというのは、どういうふうに説明されてましたか。何か御記憶ありますか。

5 番

その辺は余り私も記憶しておりませんで、精神障害はそもそもないんだろうということで否定するためにされたように私は受け取ったんですけども。

司会者

精神鑑定自体がですか。

5 番

はい。

司会者

検察官は精神障害について全然触れてませんでしたでしょう。

5 番

はい。

司会者

それは何か違和感は感じませんでしたか。

5 番

私は感じませんでした。はい。何かそういうふうに、正直、精神鑑定を申請というふうなこともお決まりなことなのかなと思ってしまって、量刑を減らすために、そういうものなのかなというふうに受け取ってしまいました。

司会者

6 番の方はいかがでしたか。冒頭陳述，論告・弁論それぞれの問題点はよく分かりましたか。

6 番

検察官は表をしっかりと使って、紙に書いてあることを事細かに説明してくれました。このときに何が起きたのか、どういう状況だったのかというのが何となく自分の頭の中に映像として浮かんでくるぐらい分かりやすかったので、あっ、こういうことが起きたんだなというのがすごく分かりやすく捉えられたんですけども。逆に、弁護人の方が、途中で弁護人と被告人がかみ合わなくなってきてしまったところがありまして、弁護をしてるんですけども、弁護されてる側が違うことを言うので、何かちょっとおかしなずれが生じてるなというので、これはちゃんと話し合ってきてるのかなというのが気になってしまう感じだったんです。当初は弁護人も精神障害のところを主張しようといろいろと試行錯誤をして、精神鑑定のいろんな資料だったりとか、病院に何か所通っていて、どのぐらいの薬を服用していて、いついつ飲んでという細かい説明をしていたにもかかわらず、当の被告人が、その日は飲んでなかったとか、最近では飲み忘れてたとか、いや、それ言っちゃったら駄目

なんじゃないかなということのをちょいちょい言い始めたときに、これはもしかしたらそういった精神障害がこの人はないんじゃないかなというふうに感じさせるようなことがあったので、弁護人と被告人がもうちょっと話し合っ  
てこの場に来ればいいのになと思いつながら聞いていました。分かりやすい分  
かりにくいというよりは、話合いが足りないなというふうに捉えていました。

司会者

弁護人もその辺かなり苦労しながらやられている感じだったんですか。

6 番

そうですね。話してる途中で被告人が弁護人の言葉を遮って違うことを言  
い始めてしまったりしたので裁判官がちょっといさめるような、もうちょっ  
と話を聞きましょうという形で、主張は後で聞きますよということを何回も  
繰り返していたので、ちょっと不思議な人だなと思いつながら、精神障害とい  
うよりは、とにかく自分は無罪であるということを主張したいわがままな人  
というふうには見えなかったです。

司会者

ナイフを持って自転車で走ってる被害者の後ろを追っかけてるんで、何で  
そんなことをしたのかということの関係で多分精神障害の主張が出てたんだ  
ろうと思うんですけれども。何か結構その辺りも、弁護人と被告人との意思  
疎通がうまくとれてなかったという感じだったんですか。

6 番

そうですね。いろいろ忘れていたということを主張する割には、時間もし  
っかり覚えていて、待ち構えていたところが見受けられてしまったので、明  
らかに待ってて殺意があるなというのを感じざるを得なかったなというのを  
思い出します。

司会者

ありがとうございます。精神鑑定が行われてる事件ということで、精神科

の先生の証人尋問というのがそれぞれの事件で行われています。これは先ほど冒頭で申し上げましたように、精神障害の病名、その病気がどういう内容なのか、どういう症状が出るのか、あるいはそれがどういうふうに事件に影響してるのかというのは、医学的な専門知識に関わるところなので難しいところなんだろうと思うんですけども、精神科の先生方の証言内容が、分かりやすかったかなというのを教えていただきたいんです。いかがでしょうか。精神科の先生の証言がすごく難しかったな、分かりづらかったなという方はいらっしゃいませんか。

1 番

先生の話が難しいとは思わなかったです。ただ、話してる内容が被告人に適應してるのかどうかというのがちょっと分からなかったんですが。先生がおっしゃったことは、自分も間違えることもある、だからいろいろな人がいろいろなアプローチで被告人に質問をする、そうするとそをついてる人は必ずぼろを出す、でもこの被告人はそういうことはなかった、どんな聞き方をしてもそう答えるということは普通の人にはないことだというような意味のことをおっしゃっていたので、その言葉で先生の鑑定を信用したという形でした。

司会者

最初におっしゃってたみたいに、そんな障害ないんじゃないのという印象が最初にあって、今のような先生のお話を聞いて、それならば信用できるかなという感じになったということですね。

1 番

そうですね。そういう部分もあったと思います。やはり素人目を見た被告人、ここで見た被告人は、前から見るとなんですけども、とても普通の方に見えたんですね。病気というふうには見えなかった。だからどうなのかなという気持ちはあったんですが、やっぱり先生の鑑定の結果を自分の感覚よ

りも重視したということです。

司会者

最初プレゼンで先生が説明されて、その後、検察官と弁護人から質問があったんですね。

1 番

そうだと思います。

司会者

検察官や弁護人の質問というのは、結構聞いてほしいなというところを突いた質問になっていましたか。

1 番

はい。聞いていたと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。2 番の方でも 5 番の方でも 6 番の方でも結構ですが。

2 番

一つは、先生が 2 人出られたと思うんですけども、1 人は傷口がこうだから殺意があった、なかったという話で、精神的な弱さだとかそういうものでした。そういう診察、判断、精神科の医学的な話というのは、余りぴんどこなかったのは覚えています。それともう 1 人の先生は、刺した凶器がこの位置 1 か所なので、これは殺意があったという話でした。ただ、被害者が起き上がったかなといったら、そうするとそういう形状はできませんという、そういう話だったと思います。

司会者

結局、殺意が争われた関係で、出ていらっしゃった先生のことですよ。

2 番

1 人の先生はそうですね。あと 1 人の先生は、昔から寂しい家庭環境が、

精神的に犯してしまったというような、そんな説明だったと思います。ちょっとあんまり分からなかったというのは覚えてますね。

司会者

それが一体どういうふうに影響するんだろうかというところがいま一つ分からなかったということですか。

2 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございます。5 番の方、6 番の方はいかがでしたでしょうか。

5 番

とても分かりやすく説明していただきました。精神障害といいますと、社会の中にたくさんいらっしゃる病気ですので、私たちの印象としても、責任能力ですとか犯行に及んだそういうことには余り影響しないんじゃないのかなと思いつながら聞いてた部分もあるかもしれないですけども、先生も、そんなには影響はないだろうという説明でした。

司会者

精神障害であるということ自体は、精神科の先生は認めてはいたんですか。

5 番

薬を飲んでたので鑑定しましたという感じだったと思うんですけど。ただ、その先生が説明なさってるときに、被告人がとても不満そうなものすごく怖い顔で見ていたのは感じました。

司会者

そうすると、精神障害があったとしてもそんなに影響してないんじゃないかという感じだったんですか。中身としてはいかがですか。先生の説明は分かりやすいものでしたか。

5 番



パワーポイントを使って、こういうときが精神障害となりますという説明でした。普通に生活していらっしゃる方の中にも、社会に順応できる範囲の精神障害と見受けられる人はいるので、そんなに重い精神障害だとは思われませんかというような判断だったなと思います。それに対して、さっき言ったとおり被告人は不満げでした。なぜかという、その前の先生は精神障害を認められないと判断したので、検察官は、最初の先生は認めません、二人目の先生も、疑問があるという話をしたときに、被告人と弁護人は、人生経験においていろいろあったので、強迫観念とかもあり、精神的にプレッシャーを与えられたので、今は精神障害とみなされるはずだと言い、無理やり精神鑑定に持ち込もうとしてるのではないかという感じでした。精神科の先生の話はすごく分かりやすく、なるほどと思って、自分でも何でも調べるほうなので、家に帰ってから精神障害って何かなと思って調べたりしたので、精神科の先生が言ったことはそういうことか、なるほどというのが改めて分かった感じだったので、分かりやすかったと思います。

司会者

一人目の先生というのは、証人としては出てらっしゃらなかったということですか。

6 番

出てらっしゃらなかったですね。何か被告人が最初の方が気に入らないからと言って、二人目の方だったと思うんですけど。

司会者

お医者さんのプレゼンの後に検察官は約20分、弁護人が約30分質問するというのを予定していたみたいなんですけど、弁護人は結構突っ込んでお医者さんに聞いていたんですか。

6 番

そうですね。精神障害だからこそ何かいろいろなメモをとってるんだとか、

こういう生涯を送ってきた人だから、精神障害に今現在はなってしまうて、脅されてるといふのをこの人は思い描いてるんですけど、それをあなたはどう思いますかと先生に一生懸命質問をしていて、精神障害ですと言わせようとしてるんじゃないかなというような印象を受けました。私たちが質問するとき、裁判官も質問したんですけども、こちらから質問されると弁護人はしどろもどろになってしまったという感じだったので、何か質問を想定してくればいいのにと思いながら見ていました。

司会者

あんまり効果が上がっていなかったという感じですか。

6 番

かえってそこは普通の、真つ当な人間という言い方は変なんですけど、そういう障害がない人だといふのを裏づけてしまった印象を受けました。

司会者

ありがとうございます。なかなか難しいですね。でも、皆さん、お医者さんの証言自体は結構分かりやすかったと言っていたのは非常にありがたいなと思うんですけども。もう既に話には出てますけれども、それ以外にもいろんな証拠調べがそれぞれの事件で行われているんですよね。2 番の方は、被害者の傷の様子についての証人尋問において、結構分かりやすく聞きましたか。

2 番

はい。説明も分かりやすく、何というんですか、検察官がこういうふうに刺してこうだからこうで殺意があると言いましたが。これは分かりやすかったです。

司会者

それこそ写真とか図面とかを用いながらですか。

2 番

はい、そうです。本当に刺さったときの写真も拝見しましたし、そのときに使われた凶器も評議室で見ました。本当に現実的に分かりやすかったというのは覚えております。

司会者

傷の写真なんかは特にショックではなかったですか。

2 番

余りショックではありませんでした。刑事物とかそういうのが好きなもので。

司会者

ほかの証拠調べ、証拠書類の取調べはいかがでしたか。分かりにくいところはありますか。大丈夫でしたか。

2 番

自首の問題になったときに、呼んだ呼ばない、何で電話したのかというので、ちょっとあやふやな部分を感じたことは確かですね。

司会者

呼んだ呼ばないというのは。

2 番

これが自首に当たるのか当たらないのかというところです。

司会者

それは被告人の話す内容とかそういうところですか。

2 番

はい。

司会者

ありがとうございます。5 番の方、6 番の方の事件でも、やっぱり傷の様子についてのお医者さんの証人尋問があったんですね。この辺りはどうですか。分かりにくかったりはしませんでしたか。大丈夫でしたか。

6 番

実際私たちは写真とかは一切見てないです。被害者の方は亡くなってしまっているんですけども、病院で亡くなっていたということもあり、実際の遺体を確認するということ、お写真を見るということではなくて、全部紙ベースといいますか、お医者様が、この角度で入ったためにここまで達したとか、胃袋の内側の内面までナイフが行っていたというような角度も含めて断面図とかで示してくれたので、すごく分かりやすかったです。どういう角度で入ったんだなという点についてもゆっくり話してくださいました。女性のお医者様だったので、具合が悪くならない程度に優しく話してくださったのかなというふうに、何か心遣いいただいたかなという感じはしました。

司会者

ほかの証拠調べの内容で、この辺りがちょっとよく分からなかった、あるいは分かりにくいなと思った点は、ありますか。

6 番

凶器となったナイフも実際のものを見せてもらったり、持たせてもらって、そんなに簡単に刺さるものなのかとか、簡単に刺したときにそんなに深く入るものなのかというのを実際みんなで評議室で持ったりさせてもらいました。たまたま防犯カメラで撮られてた部分があったので、その部分はすごい繰り返し見ましたね。本当に何回も見て、どういうふうに追っていったのかとかというのを見ました。決定的な瞬間ではないんですけども、防犯カメラがあってすごく分かりやすくその証拠があったので、それはよかったなと思いました。

司会者

ちょうど追いかけて始めた辺りのところですか。

6 番

そうですね。追いかけて始めて刺すところのちょっと手前ぐらいまでは全部

映っていて、その後に被害者が逃げるんですけれども、それをまた執拗に追いかけていく姿と、あと荷物をファーストフード店に置きっぱなしにしていたので、それをとりに行く姿もかなり堂々としてたりとか。この被告人は、自首をしたと言ってるんですけれども、そのとき服装が変わってたりとか、かなり冷静なので、自首はしてきてるんですけど、何かこの人何なんだろうと思えるようなしぐさもあったので、その証拠が一つ一つ全部映像であり、音声も一部あったので、それはすごく分かりやすく判断材料になったのかなとは思っています。

司会者

刺すところ自体映ってなくても、結構緊迫した場面のビデオですよ。

6 番

はい。

司会者

見るのがつらいとかそういうことは特になかったですか。

6 番

刺してる瞬間が幸い映っていなかったもので、そこはそんなにセンセーショナルでもなかったです。逆に被告人の心情というか、そこが映像の中に出ていたので。

司会者

イメージは作りやすかったということですか。

6 番

そうですね。あと、主張していることとも、その態度が余りにも映像と異なっていたので、そこはすごく参考になったかなと思います。

司会者

5 番の方はいかがでしたか。証拠調べ全般で何か分かりにくいところとかありませんでしたか。

5 番

分かりにくいというところは特になくて、その都度質問すれば必ず裁判官たちが、じゃあこういう映像を見ましようかとか、もう一回見ましようかと言ってくれました。私とその証拠のナイフの大きさですとか重さですとかそういうことがちょっと知りたかったので、法廷ではなくて実際に間近で見たいというふうに言いましたら、すぐに借りてきてくれて、すぐに対応していただいたと思っております。

司会者

弁護人の被告人質問の途中で何か話が合わなくなっていったりとか、何かそういうところがあったんですか。

5 番

多少そのようなところを感じました。被告人が自分勝手に主張し始めてしまうと整合性がとれない感じなので、弁護人がちょっと困ってるような感じでした。それで、私は裁判長に、国選弁護人というのは解任というのはできるんですかと質問したことがあります。そしたら、国選は解任はできませんと言われました。もしかしたらそういうこともやりかねないような、そんな雰囲気なのかなと思っていました。

司会者

国選弁護人を解任するのは、法律で決められた事項があるときに裁判所がするので被告人の自由にはならないんです。ありがとうございます。1 番の方の事件もいろんな証拠調べがされてるんですけども、いかがでしたか。精神科の先生以外の証拠調べで、何か分かりにくいところはありませんでしたか。

1 番

なかったです。すごく分かりやすくて。コンビニ強盗だったので、コンビニの監視カメラで、映っているのを見たんですが、音声があるところもあつ

て、すごく鮮明というわけではなかったんですけども、緊迫した感じがなかったんですね。弁護人が主張するように、殺意はもちろん全然ない、人をあやめる気持ちはなくという感じが伝わってきてしまうんです。それで証人で来た方も、人質になった人なんですけど、すごく相手を恨んでるというような感じのことも言わないんですね。それはたまたま被告人が横にいたから言えないのかちょっと分からないんですけども、そんなところから、被告人ってやっぱり、悪い人じゃないとは言えないんですけども、病気かどうかは別として、本当にたまたま指を傷つけちゃった運の悪い人だなみたいな感じに思えてきてしまったのも事実でした。

司会者

証拠調べの順番が事件の起きた順番ではなかったという話がさっきあり、ちょっと最初分かりにくい面があったという話だったと思うんですけど、それぞれの事件ごとに、証拠書類を調べて、証人を調べて、被告人質問をやってというのを繰り返していったんですか。

1 番

はい。

司会者

それはどうでしたか。頭に入りやすかったですか。

1 番

順番ではないけれども、今日はここ、今日はこの日という感じで、最後にまとめていただけなので。

司会者

非常に興味深いのが、この事件では治療の関係と、それから更生環境の整備について臨床心理士と社会福祉士の証人尋問というのがあったんですか。

1 番

はい。

司会者

この辺りはいかがでしたか。

1 番

分かりやすかったというか、初めてそういう話を伺ったので、被告人はそういう病気です、間違いありませんという話を割と公平な目でおっしゃってくださったと思います。

司会者

更生環境整備の関係はいかがでしたか。刑務所から出てきたらこういうふうなことをやりますというような話でしたか。

1 番

はい。何か農業をやりたいとか、そのようなことを被告人が自分で言っていました。保護司じゃないけれども、何かそのような方が被告人をサポートしてくれる体制がもう整っていますという話もありました。それは罪とは別じゃないかなと私は思ったんですが。

司会者

ちょっと観点が違うかなと、そういう印象を受けたということですか。

1 番

ただ、それを弁護人が言うということは、きっと被告人の病気を心配して立ち直らせてあげたいと思っているような感じがしたんですね。ということは、やはりこの被告人は見た目よりもつらい病気を抱えてるんじゃないかという、私たちも素人なので、やはりそういう弁護人とか鑑定人の言葉とか、数字よりも表情とかで見てしまう部分があるので、そういうのを見ると、やっぱりこの被告人は本当に病気なのかなと思わせるような、意図してされたわけではないと思うんですが、そういうようなところでちょっと考えた部分はありました。

司会者



本日は、宮地検察官と森岡弁護士にも来ていただいています。この辺りで当事者の活動部分が一段落ぐらいだと思うんですけど、何か直接質問があればどうぞ。

宮地検察官

大変参考になる意見をありがとうございます。ちょっと若干質問させていただきたいのは、特に2番の方のところと5番の方、6番の方の事件の関係では、それぞれ境界知能というのと精神障害というようなことが弁護人の主張で取り上げられてはいるんですけども、この論告という検察官の最後の主張を見ると、検察官はほとんどそこに触れてないように見られるんですね。そのことについて違和感といいますか、そういうものは感じられたのか、あるいは、それはそうなのかなというふうに普通に受け止められたのか、その辺りはいかがでしょうか。

2番

境界知能というのは、最後にはこれはなかったもんだというのはすんなり受け入れられましたね。

宮地検察官

特に言及がなくても、そのままそういうものかということですか。

2番

はい。あれは弁護人の主張だけであって、現実にはなかったんだなという受け取りはできましたね。

宮地検察官

ありがとうございます。

5番

私も検察官が触れないことに関して違和感を持たなかったです。さっき6番さんがおっしゃったように、やはり精神障害というよりは性格的にちょっと偏りがある、ちょっと自分中心に考えてしまう被告人なのかなという印象

を持ちました。

## 6 番

私もさっきも言いましたとおり、検察官がそこに対して言及しなかったこと、一応紙には精神状態というのは書いてあるんですけども、精神科の先生にも一応意見はお伺いして、ですけどやはりこの方はそういう方ではないですよという念押しを何かされてた感じだったので、そこに対して深く追及していくという感じではなかったですけど、それはそれで検察官のやり方なのかなというのと、話の仕方もすごく上手だったので、そこに違和感を感じませんでした。

## 森岡弁護士

森岡のほうから御質問させていただきます。弁護人に対して1番の方からはとても温かいお話をしていただきましたし、特に5番の方、6番の方の事件では、もう少し弁護人は頑張ったらいいのかなというふうに思われたかなと思いついて聞いておりました。責任能力が問題になる事件、また問題にならなくても今回のように何らかの精神障害がある事件で、それをどう弁護人として法廷に出していったらいいのかというのは非常に悩ましいところで、やってみてうまくいくときもあれば、うまくいかないときもあろうかなと思いますけれども。今お話を伺っていたところだと、やはり大事なのは弁護人がああですよこうですよと主張することではなくて、被告人本人が被告人質問の中でどのような話をするかとか、あとは鑑定人がどのような話をされるかとか、そういうことなのかなと思います。具体的な事実のことなのかなというふうにお聞きしていたところですけども、その観点から、弁護人が精神障害を主張することに対して、ちょっと、「あれっ」と思ったというような原因になっているとか、あるいは、こういうことが出てきたから精神障害も本当のことなのかなと思ったとか、そういったところについて、追加でお知らせいただけることがあれば教えていただきたいなと思います。

司会者

いかがでしょうか。これは順番に伺ったほうがよろしいですか。

1 番

正直、被告人の話してることや行った事件だけでは分からなかったです。本当にうそをついてるのか、うそをついてるんだったらすごく上手についてるのか、それともこれだけ首尾一貫して同じことを言ってるということは本当に病気なのか、本当に分からなかったんです。私は補充裁判員だったので、判決のときは傍聴席にいて被告人の後ろに座ったんです。後ろから被告人を見たときに、すごく大きいな、こんな人にコンビニで包丁を当てられたら怖いだろうなと思ったんですが、どうも変な感じがして、ちょっと知的なところで劣ってるんじゃないかというような感じ、後ろから見たらすごくそう思ったんですね。何か大きな子供みたいに見えて、法壇の上から見てるときは、精神障害だと言ってることにだまされちゃいけないというような感覚でずっと見てたんですが、後ろで見たりとか同じ目線で見ると全然違って見えたんですね。実は前の日に裁判長が、判決を下すほかの法廷があるので見に来てくださいというふうにおっしゃったので、何人かで見に行ったんですね。その被告人はドラッグか何かをやったということで実刑を受けた。そのときも真後ろで見ましたが、その人も体の大きい人だったんですが、その人と私たちが実際に法廷で行った事件の被告人とは全然違う。年格好も同じだったんですが、全く違う後ろ姿で、ああ、やっぱり、この人は本当に病気だったんだなと思いました。最初はこんな人の弁護人になっちゃってちょっとかわいそうだなと思うぐらい、本気でやってるのかなと思ってしまうぐらい、ちょっとうそ臭いなと思ったんですが、弁護人も、お医者さんも、この方は本当にそういう病気なんですよという、病気がしてしまったことだと言った意味が最後の日に分かりました。

森岡弁護士

ありがとうございます。すばらしいお話です。

司会者

2番の方，お願いします。

2番

もう一度質問してもらっていいですか。

森岡弁護士

はい。なかなか分かりにくい質問で申し訳ありません。いろいろなことを考えていただいたと思うんですけど，今の1番の方のようにこういうことがあったからやっぱり自分の判断はこういうふうになったと，お話しできる範囲でお願いします。

2番

そうですね。弁護人は本当に病気だという理由で弁護しようという形で進めているのがよく分かりました。ただ，これは病気じゃないなというのは，もう完全に，さっき2人の先生の話が出ましたけど，1人は精神鑑定の先生ですけれども，ごく一般的な話しかしないし，この人は完全にこうだよというものも，こういうこともあり得るという形で，それでいろんな被告人の話を聞いたり，いろんな証人の話を聞いたり，そうすると病気じゃないでしょうというのを実感したというのは確かですね。ですから，これは先ほども言いましたけども，今思えば精神鑑定云々の裁判じゃなかったんじゃないかなと感じますね。

司会者

いかがですか。

5番

精神鑑定をしてほしいと多分被告人のほうが強く望んだ事件であって，先生の鑑定結果に，例えば弁護人がもう一押しして，精神鑑定で障害があるということを絶対にとというような雰囲気ではなくて，恐らく被告人本人がもの

すごく強くやってくれと申し出たものなんだろうなという印象を受けました。

## 6 番

被告人が鑑定をやってほしいと。最初の先生の鑑定結果に納得いかなかったので次の先生みたいな感じでした。そもそも被告人は自分が頼みたい弁護人がどうもいたみたいなんですけど、多分断わられて国選弁護人になったので、被告人は弁護人にいろいろ話してるけれども、自分の思いどおりに多分行ってなかったようです。弁護人は、国選であろうとやっぱり一生懸命やろうとしている姿は見えてたんです。いろんな書類を出したり、証拠を集めて、こういうことがあって気持ち的に不安定になって、残念ながら亡くなってしまったけれども、被害者に対しても、知り合いの方だったので、声をかけたつもりで偶然刺さっちゃったんだというのをずっと一貫して主張してて、一生懸命弁護人は被告人を守ろうとしてたのはすごく分かったんです。何せ被告人との意思疎通が全くできてないというか、話ができなかったなので、あれは私たちが見ても弁護人がかわいそうだなと思うぐらい、被告人のわがまま、自己中心的なのが裁判に思いっきり出てしまったので、弁護人も守り切れなかったのかなというように見えました。国選であろうとも何がなんでも守る、弁護人として守るというのは、すごく一生懸命やっている、証拠もいっぱい集めてたというのはすごく見受けられたので、頑張ってるのに大変だなというふうには思っていました。

## 司会者

それでは次に、今度は裁判官のほうの説明ですね。裁判官が審理の途中、休憩の合間なんかでもいろんな説明をしたいと思いますし、それから評議が始まってからも何か疑問点が出たらいろんな説明を多分してるんじゃないかと思うんですけれども、その説明というのは分かりやすかったかどうかというところについてです。特に今回責任能力が争われた事件に参加された方はいらっしゃるなかったんですけれども、精神障害が犯罪に影響した場合には刑

が軽くなるということ自体に、そういう考え方に納得がいったかどうかということをお教えしていただきたいんですけども、5番の方、6番の方の事件では、そこまでの話にならなかったという感じでしょうか。

6番

評議の中で裁判長が、私たちには精神的なところで量刑を争う裁判でもあるというのは最初にきちんと説明はしてくれました、裁判長はそこをきちんと見てたと思うんですけど、私の中ではそこはちょっと論点と違うというふうに思いました。精神的なもので片づけられたら、それは被害者が報われなと思ってしまったので、私は精神的なものだ、疾患的なものだというので何か片づけられなくて、そこは逃げに見えてしまいました。でも、最後の最後まで裁判長は、そういったところの疾患もあったということは考慮してくださいというようなことは多分言っていたとは思いますが。

司会者

5番の方、いかがですか。

5番

裁判長は、一応精神障害がありましたけれども、判断としてはどうですかと言います、一度みんなで話はしたとは思いますが。

司会者

先ほどのお話の中でも医師の先生自身が、精神障害があったとしてもそんなに影響するもんじゃないと証言されてたと、それがやっぱりベースにあるんでしょうか。もし大きく影響してたら刑を減らすべきかどうかというところについては何か納得がいていましたか。

5番

そのときはそのような判断をしましたので考えなかったんですけども、今日の意見交換会に参加してどうだったんだろうと今すごく考え始めています。

司会者

ありがとうございます。逆に1番の方は、最初は本当に精神障害なんだろうかと思ってたけれども、医師の先生のお話で、うそをついてるんだと大体破綻するから、これだけずっと一貫して言ってるんだったらそうなんでしょうというようなお話があって、そうすると刑はこれでいいんだろうかみたいなお話を最初にされてましたよね。

1番

はい。

司会者

この辺り、もし精神障害があつてそれが犯罪に影響してるんだとしたら、刑を軽くするという考え方自体は割と納得はいつてましたか。

1番

はい。そのような話を伺っていたので、これが殺人事件だったらまた別なんですけど、本当に軽傷だったので、病気でしてしまったんだったら、そういう決まりなんだたらそういうもんだらうという思いでした。ただ、これぐらいのけがならいいんですが、本当に自分の子供が殺されそうになったら、またそれは話は別だなというふうに思ってしまうんですが。

司会者

そんな軽くなると割り切るのはなかなか結構難しいかもしれないと、そういうことですか。

1番

はい。そのとき出た話では、病気かそうじゃないかで、罪の重さではなくて、どういうスタンダードで決めてるんでしょうかという話を出された方がいらして。それは例えば飲酒運転で後ろから追突して家族4人亡くなっても、それは事故だから懲役何年ということと、複数件犯したけれども、けがはほんの少しで、無期懲役もあるというのはどうなのという、それは全然論点が

違いますというふうな話はもう分かっているんですが、そっちのほうはどうかという話は出ました。

司会者

2番の方は、先ほど来のお話ですと、境界知能といってもそんなに影響してる話じゃないんじゃないのという受け止めだったという感じなんですか。

2番

はい。ただ、私の一つの考えとしては、当事者が自分の子供とかそうなったときに、被告人にどんなに障害がある人間でもこれは許されるものじゃないし、殺したいという気持ちになってくるだろうと思います。ですから裁判員を選ぶのに、本当にその事件に関わりがない人を選ぶんだというのが今分かりました。被告人が本当に病気であるというのを考えると、少し刑を軽くしてもいいんじゃないかなという考えはちょっとあります。

司会者

2番の方の事件では自首が成立するかどうかというのも結構争われて、これも法律判断が結構難しいところなんですけれども、自首はどういう場合に成立するんですよという裁判官の説明は分かりやすかったですか。

2番

119番、救急車を呼んだからこれは自首に当たるんじゃないかという説明というか、そういう話は最初ありました。

司会者

そこの判断に当たって、法律的に結構分かりにくいなとか、そういうところは特になかったですか。結局、今回の事件では、捜査機関に対して申告してないから自首じゃないんだと判断されたんですよね。

2番

はい、そうです。



司会者

刑を決める、量刑をするときの基本的な考え方というものの説明が裁判官からあって、要するに犯罪事実に関わる事情というのがまず大事で、その上でそれ以外の、それこそ先ほど話に出ていた更生に向けての環境だとか反省だとか、そういうようなことはその次に考えていくという説明があって、量刑のグラフが示されてということがあったと思うんですけども、この辺りの量刑の考え方についてはどうお感じになったか、あるいは量刑の評議の進め方はどういうふうにお感じになったかというのをちょっと教えていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。特に違和感なくすんなり入れましたか。

5 番

十分に説明していただいて、みんなで評議をして、その結果こうこうこうだというふうに段取りもきちんとやっていただいていたなと思うんですけども。やっぱり私の中では、いろんな話を伺って、皆さんとお話しして少しぶれ始めてきた頃だったので、ちょっと苦しいというか、でも決めなきゃみたいな、そういう気持ちになりました。評議をすればするほどすっきりしていく部分と、いろんな方の話を伺って、かわいそうな部分があるんだなとか、でも被害者の家族とか被害者の状況について、最初はぼんやりとしか考えてなかったのを詳しく考えることで自分の中で迷って、やっぱりそういう時間を経て評議をすればするほど自分の中でだんだんいろんな迷いが出てきて、ああ、もう決めなきゃ、決めなきゃ、どうしようという部分も多少あったと思います。

司会者

もう少しゆっくり時間をかけたかったということですかね。

5 番

きっと、かけても迷ってると思います。

司会者

なるほど。そうすると、かえってつらくなっちゃうかもしれないですね。6番の方、いかがですか。先ほど大分眠れなかったというお話もありましたけど。

6番

そうですね。私は判決を決める二、三日前は全然寝れないくらい悩みまして、毎日、今この瞬間は被害者の気持ち、被害者の遺族の気持ち、この瞬間は加害者の気持ちというのが交互にやってきて、どうしたらいいんだろうというのはすごく思ったんですね。ただ、その評議のときに量刑のグラフを見せられて、こういう事件のときはこの量刑で、こういう事件のときはこの量刑でという過去の事例みたいな、だからこのぐらいですみたいなのを見せられるんですけど、逆に私はあれがあるのがよくないなと感じたんですね。というのが、一つ一つの事件は本当に全部違うわけであって、いろんな事情がある中で、統計はそうなるかもしれないけれども、この事情のときはやっぱり加味することは違うと思っているので、あれを見せられちゃうと、じゃあ、それにするというふうに思う人もいると思うので、裁判員裁判でやるからこそ、そういったものに惑わされずに、その一つ一つをちゃんと見つめて出すべきじゃないかなというのをすごく思いました。私の中ではちょっと悶々としてた部分ではあったので。それに惑わされないということであれば、一つ一つは違う事案なので、ああいうものは後からこういうことでしたと結果で見せられるのはいいと思うんですけど、最初に見せられちゃうとそっちに引っ張られちゃう気がすごくしました。

司会者

私は自分の事件でお見せするときには、一応参考までにお見せしますが、それぞれの事件全部違いますから、ですから何か近い事件がというんじゃないくて、大体の傾向として参考にしてくださいねという話をしてるんですけど、

そんな話はありませんでしたか。

6 番

ありましたが、あってもやっぱりそれに何か引っ張られちゃうのかなと思います。この人の人生をこの瞬間自分が決めちゃうんだなと思ったら、本当に眠れなくて、すごく責任重大なことをやってるんだというのは、すごく重く感じていたので、でも厳しい目で公平に見なくちゃいけないという自分もどこかにいて、被害者の気持ちだったり被害者の家族の気持ちだったりと考えたら、やっぱりちょっとここは鬼になって、本当にこの人に更生してもらうためにはこのぐらいの時間が必要なんじゃないかというのをすごく何遍も思い出します。

司会者

ありがとうございます。1 番の方は、一番最初に感想を伺ったときに、結局量刑の話でだんだん収れんしていったというようなお話がありましたけれども、それこそ量刑について議論するに当たって、裁判官がお話しした量刑の基本的な考え方とか、あるいは量刑のグラフを示されて議論の進め方とか、その辺りは何か感じられたところがありますか。

1 番

この被告人は犯行は認めているので、あとは量刑を決めるということだったんですね。結局病気かどうかというところだったので、病気を考慮に入れることというのは裁判官から言われました。多分精神科のお医者さんが言ったとおり精神障害のふりをするのはとても難しい、どこかでぼろが出る、でも出ないということはやっぱり、こうやって話していると普通に見えるけれども、どこかに障害があるんだと納得して、病気だったらどのぐらいにするかというので、進めたと思います。

司会者

評議の進め方自体は特に何か違和感とかはありませんでしたか。

1 番

いいえ，全然なかったです。

司会者

ありがとうございます。2 番の方はいかがですか。量刑の決め方ですね。あるいは量刑データの利用の仕方とかですね。その辺りで何か感じられたところはありますか。

2 番

そういう場面，最終的な場面になったときに，裁判官が本当に全員の意見というのを全部出させてという形で，量刑というのが決まったんですけども。全員納得はしましたね。

司会者

ありがとうございました。もう大分時間がたってしまいましたけれども。次に，それ以外の点も含めて評議では御自分の言いたいことを十分に言えたでしょうか。それこそ評議の進め方で，何かもっとうこうしたほうがいいんじゃないかとかそういうようなことはありませんでしょうか。2 番の方，続けていかがですか。

2 番

言いたいことも言えましたし，本当に雰囲気的に言いやすい雰囲気を裁判官 3 人がものすごくチームワークよく，全員が話しやすいような雰囲気を作ってくれました。それで言いたいことは言えたし，私は今回もこういう意見交換に参加させていただいたんですけども，やはりこういうのはものすごく必要なことじゃないですか。世の中には，日本でも裁判員制度があると知らない人間もまだいらっしゃるんですね。それでも，やはり一度補充裁判員になって，こういう経験をして，こういう意見交換に参加して，裁判員裁判はもう本当に必要なことだし興味もありますし，もう少し裁判所としてコマース化したほうがいいんじゃないかなというのは実感してます。

司会者

そうしなければいけないと思っております。どうもありがとうございます。

2 番

本当にこれは必要なことですし、本当にまったくじ当たらないかなといつも思っております。

司会者

1 番の方はいかがでしたか。評議では言いたいことを十分に言えたかどうか、ちょっと言いづらいところがあったとか、そういうことはなかったかとか、あるいは進め方をもうちょっとこういうふうに工夫したほうがいいじゃないかとかあればお願いします。

1 番

裁判官が順番に振ってくださったので、皆さん同じぐらいに発言されて、最初は自己紹介のときに自分はやりたくなかったんですと言った方が何人かいらしたんですが、そういう方も途中からすごく積極的にお話をされて、皆さん言いたいことが言えたと思いますし、やはりちょっとこんなことを聞いたら恥ずかしいかなと思うようなことが、審理の前とかお弁当を食べてる時間に、裁判官がいらしたので、ちょっとちょろっと聞いたりとか、すごくやりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。5 番の方、6 番の方はいかがでしたか。評議の中で言いたいことを十分に言えたでしょうか。

5 番

裁判員を経験してから時々新聞で、この判決を出したのは何々裁判官だというのが書いてあるということを裁判員を経験して初めて分かりまして、大きな裁判では見てたんですけれども、このぐらいの記事でも裁判長のお名前が載っているんだなというのが分かりました。私たちの事件を担当をした裁

判長が時々新聞に載ってるんですけど、中堅の裁判官と若手の裁判官ととても仲のよいような雰囲気がすごく出ていて、そういう雰囲気があったので話しやすかったかなという感じです。そこがすごく怖くて威張ってる感じだったら話せなかったと思うんですけども、とてもいい雰囲気でした。それから、ほかの裁判員の方がとてもいい方ばかりで、最終日にはみんなで食事会をしたぐらいなんです。とてもいろんな話もできましたし、休憩のときは切り替えて違うお話をしたりということもできたので、その点ではとても満足しています。

司会者

ありがとうございます。6番の方はいかがでしょうか。

6番

私も5番さんと同じで、裁判長は心を和ませるためにわざと自分の失敗談とかも話したりして、とにかく笑わせてくれて、リラックスできるような、ちょっと重たい話も多かったのも、それを忘れさせていただけるような、もう本当に休憩時間とかは笑える話をしてくれたり、中堅の裁判官、若手の裁判官も含めて、本当に楽しくお話をしました。裁判をやっているときには、しっかりここはこういうことですよということをかみ砕いて話もしてくれたので、すごく理解することができたなというふうに思います。さっきの検察官がこういうことを言っていたのはこういうことのためにですよとか、弁護人がここでこういうふうに話したのはこういうことのためにですよというのをきちんと教えてくれたので、そういうことのためにこういう話をしてくれるんだなということも素人の私にも分かりやすく説明してくれました。あと、質問したいなと思ってもなかなかできない雰囲気というのは多分あると思うんですけども、付箋にいろいろ書いて、こういうことを質問してみたいと言うと、自分で質問しますか、それとも私たちがしたほうがいいですかと、まず自分たちで質問してみましようというような感じで、すごく親切にいろいろ

してくれたので、被告人だったり検察官だったり弁護士だったりに自分からも質問をすることができたのですごくいい経験ができたなと思いました。一緒に裁判員をしている方が、親戚一同みたいな感覚で仲よくさせていただいて話しやすかったので、いろいろな機会をいただいて、こういう方たち、普通だったら会わない人たちと、この経験をしたことによって出会えたというのがすごくいい経験になったなと思っています。

司会者

ありがとうございます。どうでしょう、宮地検察官、森岡弁護士、最後のまとめの前に、何かほかに聞いておきたいこととかありますか。

宮地検察官

これまでいろいろ御意見を頂戴していて、いかに事件あるいは被告人、被害者の方に誠実に裁判員の方が向き合ってくださって、本当に真剣にこの事件に関わってくださってたんだなということで、とても感銘を受けましたし、我々当事者としてもよりもっと分かりやすく努力しなくちゃいけませんし、本当に事件の本質というか真実は何かということを明らかにした上で、それに適正な量刑をいただけるような活動をこれからもしていかななくちゃいけないなということで、まずは本当に大変貴重な御意見を賜ってありがたいなというふうに、ありがとうございますということを申し上げたいなと思いました。その上で若干、ふだん私どもがやっている中でどうなんだろうねと考えているところについて御意見を伺いたいんですけど。先ほど評議のところでも量刑グラフを見せられるというところがございましたよね。そのことについて論告の中で、これから皆さんは量刑グラフをご覧になると思いますけれども、この事案はその同じような事案の中でもこのぐらいのところに、例えば重い部類ですとか、あるいは一番軽いところまでは言えませんとか、何かそういう言及をする場合とそういうことを余り言わない場合とがあって、最近はそのグラフの中での位置づけに言及することが結構多いんですけど、そう

いったことを言ったほうが参考になるのか、あるいはそこはあくまでも参考のグラフなので、あえては要らないんじゃないでしょうかとか、その辺りどのようにお考えかということをお教えいただければと思います。

司会者

いかがでしょう。どなたでも。

1 番

あったらあったで参考になっていいと思いますが、裁判員は皆さん自分の意見を持ってらっしゃる。急に強くなるんですよ。やっぱり責任を感じ出して。初日とは全然違う自分になっちゃうんですね。なので、検察官が例えばこの間ですよと言っても、自分はそうじゃないと思ったら多分自分はそうじゃないと思うので。でも、すごくそれは参考になると思います。

宮地検察官

ありがとうございます。

2 番

今ぱっと思ったんですけども、最初にそういうグラフを出さないで、意見を聞いてグラフを出してもう一度聞くというのが一番いいんじゃないのかなという感じがしましたね。

司会者

それはむしろ評議のときにそういうふうにしたほうがいいんじゃないかという感じですかね。

2 番

はい。でも、やっぱり素人ですから、やはりある程度の参考資料というのは、これは絶対必要だと思います。これがないと素人の私たちが決めることは絶対不可能だと思います。

司会者

いかがですか。



5 番

私たちの場合は多分検察官が重い部類に入るといふに言ったと思うんですけれども。その判断のときに、やっぱり重いほうを選ぶときは勇気が要るので、プロの方がそのようにおっしゃるといふことは、重い刑を選ぶときに少し、安心材料と言ったら変ですけれども、大丈夫だなといふふうな精神的な安定にはなるのかなと思いました。

宮地検察官

ありがとうございました。

6 番

私も2番さんと同じで、最初にあの量刑のグラフを見せられちゃったりすると、それに引っ張られちゃうかなと。それこそ1番の方がさっき言ったとおりに、最初の1日目の自分と最終日の自分って全然違って、責任感も本当にあって、ここで自分が公平な立場でちゃんと判断するぞという気持ちが最後の日にはすごく芽生えているからこそ、寝れなくなったりとかするのかなと思うんですね。なので、確かに求刑は何年ですと、検察官がこれは重たいほうですよという話をしたときは、確かにいろいろなことを考えるとそうだなといふふうな気持ちの中で、最後いろいろと皆さんと話をしたときに、やっぱりあの量刑のグラフを見ちゃうと、やっぱりそれに引っ張られちゃうかなという気がするので、最後にこういったときはこういうのも参考のためにぐらいでがよいかと思います。最初に見せられたらそれにやっぱり引っ張られてしまうなといふのはすごく感じました。難しいですね、やっぱりいろいろ。それを毎回やられてる裁判官たちの心、メンタルは大丈夫なのかなといふのをすごく感じました。

宮地検察官

ありがとうございました。

司会者

御心配いただきましてありがとうございます。森岡弁護士，何かございますか。

森岡弁護士

本日は皆さん，検察官の活動も弁護人の活動も，法廷での活動について分かりやすかったというふうに言ってくださって，本当にほっとしているところです。裁判員の皆様のアンケートなんかを拝見すると，やはり評議での裁判官の説明がとても分かりやすかった，検察官の活動がとても分かりやすかった，ただ弁護人は分かりにくかったという御意見があることもあるわけで，何か，またちょっと抽象的な質問になってしまって申し訳ありませんけれども，ぜひ参考にさせていただきたいと思いますので，弁護人に望むこと，もちろん私選の弁護人もいれば国選の弁護人もいる，やってることとしては恐らく私選であろうと国選であろうと同じ弁護活動をしてるかなというふうに思いますが，何か希望することというか，こんなふうにしてみたらいいんじゃないかみたいなのがヒントとしてあれば教えていただきたいなと思います。

司会者

どうでしょう。どなたからでも。

森岡弁護士

どんなことでも構いません。例えば法廷でちょっと落ち着きがないとか，そんな気になったことでも構いません。

司会者

いかがですか。

2番

やはり罪を分かってて弁護するんですから，本当に弁護人というのは大変なお仕事かなと思いました。弁護士というのは，その刑を軽くするのが仕事という判断を持ってるんですけども，それは間違いないですね。

森岡弁護士

これは多分いろいろな考え方があると思いますけれども、よく思うのは、適正な判断をしていただくこと、それはもちろんいろんな視点から見ての適正な判断なので、さまざまな考え方があると思うんですけれども、私たち弁護士だけが被告人に寄り添って被告人のそばで被告人の話を十分に聞いているので、適正な判断を出していただくために、被告人が伝えたいことは全部伝えたいというふうに個人的には思っております。

## 2 番

だから大変なお仕事だなというものがありますし、すごいなと思います。今やってる番組でも、やはり弁護士さんというのは大変だし、やはり罪を憎んで人を憎まずというか、だから私も、何をしてくれとかじゃなくて、大変だなというのには実感します。

## 司会者

ほかにいかがでしょう。弁護人に望むことはありますか。

## 6 番

弁護人に望むことというか、本当に寄り添っていただいているのはすごく分かるんですけど、やっぱり密に被告人と連絡をとったりというところで、手紙、話をするのはすごく大切なことだとは思いますが、言葉じゃ言い表せないこととかってたくさんあると思うので、手紙のやり取りじゃないんですけれども、交換日記的な形で文字にすると話せることも多分あると思うので、そこで意思の疎通をとっていったらいいんじゃないかなという感じもするんですね。弁護人がすごく若いときもあれば、すごく年配の方のときもあって、被告人とのジェネレーションギャップじゃないんですけれども、年齢差があるときもたくさんあると思うので、なかなか言葉では説明しづらいところとかも、もしかしたら言いづらいとか、国選弁護士だったら特に自分の知り合いでもないですし、どんなことを話していいのか分からないかもしれないので、だったら文字にしてみて、何でも話してくださいということを伝

えるだけでも、相手の人はその人の字を見て、この人こういう性格なのかなというところも分かってきたりすることもあるので、そういう形で寄り添っていくと、より何かいい弁護が、弁護士の方にこんなことを言うのも失礼な話なんですけど、何かできたりとかするのかなという感じがします。特に国選弁護人は本当に大変で、その方のことを知らないのにいっぱい調べなきゃいけないくて、寄り添おう、寄り添おうとしてるから、きっとたくさん仕事をしてるんだろうなというのを、自分の裁判のときに国選弁護人を見て、本当に疲れていて、眠いのを我慢しながらやってらっしゃる姿をちょっと見受けたので、この人を弁護するということはきっと大変なんだろうなと思ってたので、そこはすごく何かかわいそうにと思いながら見ていました。

司会者

いかがですか。

5 番

私も、とても大変そうだなというふうな印象を持ちました、ほうっておくと、好き勝手なことを主張するような被告人でしたので、弁護人はその話をかいつまんで裁判で有利になるようなことを整理整頓されたんだと思うんですが、それで絞ってたと思うんですけれども、その中で多分話し足りないみたいな感じが見受けられたり、自分の言ってることは全く認められてないという感じがすごく出ていて、弁護人はすごくやりにくそうだなと思って、ちょっと同情しながら見ていたんですけれども。私は、勝手に被告人が自分の主張をし始めたときに、ちょっと待つてというふうに言えるぐらいになれたほうがよかったかなと思う反面、この人じゃ無理かなと思う部分もありました。

司会者

1 番の方はいかがですか。弁護人に望むこと、何かありますか。

1 番

弁護人が毎回被告人の言葉を信用してるのかどうかちょっと分からないんですが、私たちは、被告人もうそをついてるかもしれない、弁護人もそのうそを分かっていてよりよく導こうとしてるんじゃないかとどうしても裏を見てしまうようなところがあるんですね。なんです、弁護人も人間ですから、やっぱりどこかでそういう表情とかに出てくる気がするんですよ。弁護人のほうも、この被告人を信じてるとい、数字がどうこうとか、このときああだこうだよりも、そういう表情みたいなしぐさみたいなのを感じることができたら、私たちもそれにつられるというわけではないんですが、弁護人がそういうしぐさをしてるといことは本当じゃないのという話もちょうと出たんですね。そういうのも演技じゃもちろんできないと思うんですが、そういうことも大切かなと思いました。

#### 司会者

どうもありがとうございました。もう時間なので、最後にですね、もう何でも結構です。審理、評議について感じたことでもいいですし、こういうふうに変えたほうがいいんじゃないかということで結構ですし、あるいはこれから裁判員になる人へのアドバイスでもエールでも結構ですが、最後に一言ずつ1番の方から伺えますでしょうか。

#### 1番

私は反省点なんです、もっと素直に、そんな頑張らないで素直に被告人の言ってることを聞いてあげればもっとよかったなと思っています。

#### 2番

本当にこれから裁判員になられる方も進んで本当に参加していただきたいなと思います。それで本当に、検察官も弁護人も裁判を下す人というのは、もう皆さん一緒ですよ、大体ね。でも立場は分かれているという形ですよ。でも本当にそういう中で立場を、本当に敵対意識みたいになるような、本当にすごい世界だなというのを、尊敬しますし、その中に裁判員として参加で

きたことを本当に感謝しておりますし、本当に機会があればまたやりたいなと思っています。私自身でPRもさせていただきますけれども、裁判員になりたいという人が多くなるよう望んでおります。

司会者

どうもありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

5番

今日職場でこうこうこういうことがあるので早く仕事を上がって行きますみたいな話をしたんですけれども、やっぱり裁判員に対するイメージがとっても悪くて、変なもん見せられるんじゃないか、途中で気分が悪くなるんじゃないかとか、そういううわさというかそういうイメージが定着してしまってますので、もう少し明るいイメージというか、やっぱり新聞なんかを読むと裁判員裁判というと重いものがたくさんありますので、確かにそうなんですけれども、それ以外に得ることもあるんだということを皆さんに分かってもらえたら、もっと偏らない人たちが裁判員というか、もっといろんな方がなれるようになるんじゃないかなと思いました。あと、私は体育会系の感覚の人間ですので、4人いる中で優秀な方々の前でしゃべるのは非常に今日は緊張しましたが、もう少し人数がいたほうが良いと思います。

司会者

申し訳ありません。

6番

今回この裁判員裁判を経験させていただいて、まず裁判官の優しい言葉だったり、分かりやすく私に説明してくれるところをすごくありがたいなと、話していただいて本当によかったなと思います。本当に感謝してます。警察官、検察官、弁護人が、本当に一生懸命その仕事に向き合っている姿というのを見せていただけたというのは、あそこで経験できたことだったと思っていますので、やはりすごい人たちがああいう仕事をしているんだなというのを

改めて感じる事ができました。私個人的には、本当に公平に見なくちゃいけないなと思いつつも、やっぱり自分の感情が入ってしまつて、もうちょっと本当に公平にフラットに物事を見なくちゃいけないなというのを、あれを経験したことで仕事でもフラットに物事を考えようというのをすごく感じる事ができたので、いい経験をしたなと思つてます。裁判員裁判に参加するに当たつて、土日にも仕事がある会社なんですね。裁判員裁判が平日にあつて、私はふだん平日がお休みなんですけど、平日に裁判員裁判に出て、土日は仕事に行つてと、結局20日間ぐらい休まず働くという状況に陥りまして、会社では裁判員裁判に行つてる間はお休みというふうにみなされるので、代休もとれずに最後のほう結構ふらふらということがあつたので、もし会社にそういうのがちゃんと言えるのであれば、どこかで代休がとれるような仕組みを国で作つていただけたら、もっと参加できるのではないかなというふうに思いました。今日は会社でこういうことがあるので行きますと言つたときは、本当に周りの方がみんな快く出してくれて、頑張つてこいよ、自分の意見しっかり言つてこいという感じで出してくれたのはすごくうれしいんですけども。その長い2週間という間、時間をやっぱり拘束される、残業とかはないので午後5時には帰れるんですけども、1日休みがやっぱり欲しいなと思うことはあつたので、その辺りが改善できると、もっとみんなが参加してできるのではないかなというふうに思つてます。あと、裁判員裁判の裁判員になると大変だ、何か悪いイメージが、誰が言つてるか分からないですけど、ネットとかにも結構悪いことが書いてあつたりとかもするので、そういうのはないんだということを、テレビとかで明るいイメージですというのをPRしてもいいのではないかなと思います。そこに税金を使ったとしても国民は文句は言わないのではないかなと思うので、そういったアピールがあつてもいいかと思つてます。本当にありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。アピールに努力したいと思います。どうも本当に長時間にわたっていろんな御意見をいただきましてありがとうございました。大変参考になりました。どうも本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

以 上